

久米島町公共物等有料広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、町の財政収入の確保及び地元企業の活性化等を図るため、募集した広告を公共物等に有料で掲載することに関して必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる公共物等とは、次に掲げるものとする。ただし、町長が広告掲載を妥当でないと認めるときは、掲載ができないものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の構築物
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

(広告の掲載基準)

第3条 広告は、次のいずれの要件にも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (10) 人権を害するおそれのあるもの
- (11) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (12) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (13) 本町又は他の地方公共団体が広告の対象を奨励しているかのような表現のもの
- (14) その他町長が町の広告掲載として妥当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号の規定に該当しないものの広告
- (4) 前各号に掲げるものの他、町長が掲載する広告として適当であると認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課において定

めるものとする。

(広告の募集)

第 6 条 広告の募集及び掲載等は、当該広告媒体を所管する課が直接行う方法又は当該業務の取扱いを希望する者との契約により行う方法のいずれかとし、その選択は各年毎に決定する。

2 広告の募集は、広報くめじま、久米島町ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定めた申込書を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第 8 条 町長は、前条の申込書を受理したときは、申込み終了後、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

2 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合で、かつ、申込者が第 15 条第 2 項による広告主の基準を満たしているときは、抽選により決定する。

3 別に定めた広告掲載の決定通知を受けた申込書（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、町長に広告案を提出しなければならない。

(広告案の審査)

第 9 条 町長は第 8 条第 3 項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告の作成)

第 10 条 広告主は、前条に規定する審査後（修正を求めた場合は、修正後）に広告を作成するものとする。

(広告審査会の設置)

第 11 条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第 9 条に規定する広告案の審査に関すること

(2) その他広告の掲載に関すること

(審査会の組織)

第 12 条 審査会は、以下の者をもって組織する。

(1) 会 長 当該広報媒体を所管する課長

(2) 副会長 当該広報媒体を所管する班長

(3) 委 員 当該広報媒体を所管する課員

2 審査会の事務局は、会長の所属する課に置く。

(審査会の会議等)

第 13 条 会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 審査会の会議は、会長が招集し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 審査会の会議を招集する暇がないと会長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(広告掲載料の納入)

第 14 条 広告主は、第 8 条第 1 項による掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任等)

第 15 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、町税等を完納していなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 16 条 町長は、次の各号に該当する場合は、第 8 条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(広告掲載料の還付)

第 17 条 広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(適用除外)

第 18 条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第 14 条及び第 17 条の規定は適用しない。

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関しては必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。